

## 全建総連「CCUS普及促進3大キャンペーン」実施内容

令和3年に実施したCCUS普及促進に向けた支援措置の教訓等を踏まえ、技能者の処遇改善や担い手確保・育成に向けて、全建総連及び島根建連組合員の技能者登録や事業者登録、技能者のレベル判定及び事業者の見える化評価を促進すると共に、組織内におけるCCUSの取り組みの底上げ及び理解を深めること、そして春の組織拡大運動と春の賃金引上げ運動のさらなる前進等を目的として、以下の3大キャンペーンを令和4年6月まで実施します。

### 再実施

#### 1. 技能者登録推進キャンペーン（先着50名）

##### （1）対象期間

- ・令和4年4～6月までのキャンペーン期間中に、所属組合を通して島根建連で申請受付した方が対象となります。
- ・令和3年9月30日以前の技能者登録は対象外です。
- ・期間中であっても予算上限（50名）に達し次第終了となります。

##### （2）対象者

- ・「詳細型」で技能者登録をした島根建連組合員のうち、受付先着50名を補助対象とします（全建総連の支援を受けて取り組むことから上限50名となる）。
- ・「簡略型」登録者は対象外です（「簡略型」登録済者でキャンペーン中に「詳細型」に登録変更した方も対象外）

##### （3）対象職種

- ・CCUS登録申請書コード表の表5「技能職種」に記載されている全職種

##### （4）補助金額

- ・1人当たり4900円です（申請時60歳以上の方でインターネット申請の場合は1人当たり4400円）。
- ・キャンペーン期間中の登録者は、「実質無料」で登録可能となります。

##### （5）補助金支給

- ・令和4年8月末頃に所属組合へ一括して送金します。

##### （6）申請書類

- ・根拠書類として、①払込受領証（コンビニ等支払い）、あるいは、②お支払い手続き完了画面（インターネット決済）のいずれかの写しを、A4サイズのコピー用紙に印刷し、余白に「組合名」「氏名」が記入されたものをご提出ください。
- ・提出方法は、郵送、メール（PDF添付）でお願いします（FAX不可）。
- ・提出手順は、組合員→所属組合→島根建連→全建総連の順です。受付は先着順となりますので、その都度ご提出されても構いません。

##### （7）備考

- ・CCUS技能者登録は各自で行っていただく必要があります。

## 新規

### 2. レベル判定推進キャンペーン（先着5名）

#### （1）対象期間

- ・令和4年4～6月までのキャンペーン期間中に、所属組合を通して島根建連で申請受付した方が対象となります。
- ・期間内に建設技能者能力評価制度推進協議会宛の口座に評価手数料を振込みされた分が対象となります（振込日：令和4年4月1日～6月30日付分）。
- ・期間中であっても予算上限（5名）に達し次第終了となります。

#### （2）対象者

- ・島根建連組合員のうち、受付先着5名を補助対象とします（全建総連の支援を受けて取り組むことから上限5名となる）。

#### （3）対象職種

- ・国土交通大臣に認定を受けた35職種です。

#### （4）補助金額

- ・1人当たり4000円です。
- ・キャンペーン期間中の申請者は、「実質無料」で登録可能となります。

#### （5）補助金支給

- ・令和4年8月末頃に所属支部へ一括して送金します。

#### （6）申請書類

- ・根拠書類として、①申請書、②払込明細（振込票控、受領証控、振込受付票等）の写しを、A4サイズのコピー用紙に印刷し、余白に「組合名」「氏名」が記入されたものをご提出ください。
- ・提出手順は、組合員→所属組合→島根建連→全建総連の順です。受付は先着順となりますので、その都度ご提出されても構いません。

#### （7）備考

- ・レベル判定手続きの詳細については全建総連ホームページをご覧ください。

## 延長

### 3. 見える化評価手数料支援キャンペーン（先着2名）

#### (1) 対象期間

- ・令和3年10月～令和4年6月のキャンペーン期間中に「専門工事企業の施工能力等の見える化評価」を受け、期間中に島根建連へ申請した分が対象となります。
- ・「見える化評価」の申請にはCCUSへの事業者登録が必須です。
- ・期間中であっても予算上限（2名）に達し次第終了となります。

#### (2) 対象者

- ・島根建連組合員のうち、受付先着2名（事業所）を補助対象とします（全建総連の支援を受けて取り組むことから上限2名となる）。

#### (3) 対象職種

- ・すでに大臣認定を受けている鉄筋、切断穿孔、基礎ぐい、とび土工、機械土工、工務店（建築大工）の6種とします。なお、キャンペーン期間中に新たに大臣認定され、申請受付が開始された職種も対象となります。

#### (4) 支援内容（金額）

- ・1万1000円を上限に補助します。

申請先	職種名	手数料
各種団体	鉄筋	【新規】3万3000円（非会員6万6000円） 【更新】1万1000円（非会員2万2000円）
	切断穿孔	2万2000円
	基礎ぐい	1万円
	とび土工	1万1000円（非会員1万6500円）
	機械土工	1万1000円（非会員1万6500円）
島根建連	工務店	1万1000円（非組合員3万3000円） 【S基準】7700円（非組合員2万2000円）

※上記は2021年10月現在で大臣認定を受けている6職種の手数料です。

※工務店の「S基準」は一人親方が対象です。

#### (5) 支援金支給

- ・申請月の翌日または翌々月に所属組合へ送金します。

#### (6) 申請書類

- ・根拠書類として、評価結果通知書の写しを、A4サイズのコピー用紙に印刷し、余白に「組合名」「氏名」が記入されたものをご提出ください（工務店職種は不要）。
- ・提出手順は、組合員→所属組合→島根建連→全建総連の順です。受付は先着順となりますので、その都度ご提出されても構いません。

#### (7) 工務店評価の特例

- ・申請者が工務店評価手数料を負担せずに評価を受けることができる特例が設けられました。
- ・キャンペーン期間中に全建総連に対する工務店評価申請をした場合、キャンペーンによる補助額が評価手数料に充当し、全建総連は当該充当額により工務店評価手数料を負担せずに評価を受けることができます。

#### (8) 備考

- ・CCUS事業者登録及び「見える化評価申請」は、「(5) 支給内容（金額）」に記載した一覧表の各業界団体にて、各自で行ってください。